

企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)について

令和6年2月

内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
内閣府 地方創生推進事務局

詳しくは、

企業版ふるさと納税ポータルサイト

検索



https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html

【問合せ先】

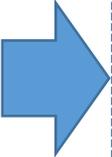
内閣府地方創生推進事務局

電話: 03-6257-1421

メール: kigyou-furusato@cas.go.jp

企業版ふるさと納税を活用する意義

- ✓ **人口減少・少子高齢化**が進み、**地域の社会課題が複雑化**する中で、**地方公共団体だけで地域課題を解決することは容易ではなく、企業(民)の力を活用し、官民連携により地方創生を進めていくことが必要**。地域経済が縮小する中、**それぞれの地域内の人材や事業者だけで活性化を図ることも難しい**。
- ✓ 一方、SDGsへの関心の高まり等を背景に、**地域の社会課題の解決に積極的に取り組む企業・人材は増えており、こうした民間の資金や人材を地方に還流させる必要がある**。
- 2016年度に創設された**企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）**は、活用実績が着実に増加。単なる資金面での支援にとどまらず、**企業のノウハウ・アイデアや人材を活用した新たな地方創生の取組が、全国各地で生まれている**。



寄附を契機に企業と連携協定を締結する例や、寄附活用事業の企画立案段階から企業が参画する例もあり、企業版ふるさと納税の活用を通じ、**様々な形で自治体と企業のパートナーシップが構築**。

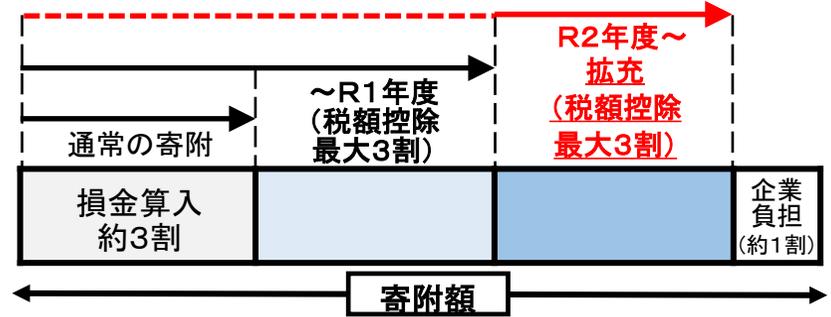
企業版ふるさと納税は、寄附を通じて官民連携を推進する効果的な支援策

企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
 - ※ 地方公共団体のホームページ・広報誌等による寄附企業名の紹介や、公正なプロセスを経た地方公共団体との契約などは問題ありません。(Q&A等参照)
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要
 - ※ 以下の地方公共団体は対象外。
 - ①不交付団体である東京都
 - ②不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村
 - ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

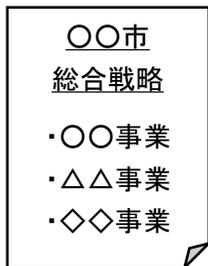


例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

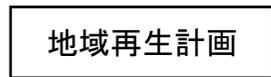
- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ

①地方公共団体が地方版総合戦略を策定



②①の地方版総合戦略を基に、地方公共団体が地域再生計画を作成



④寄附



⑤税額控除

企業が所在する自治体 (法人住民税・法人事業税)

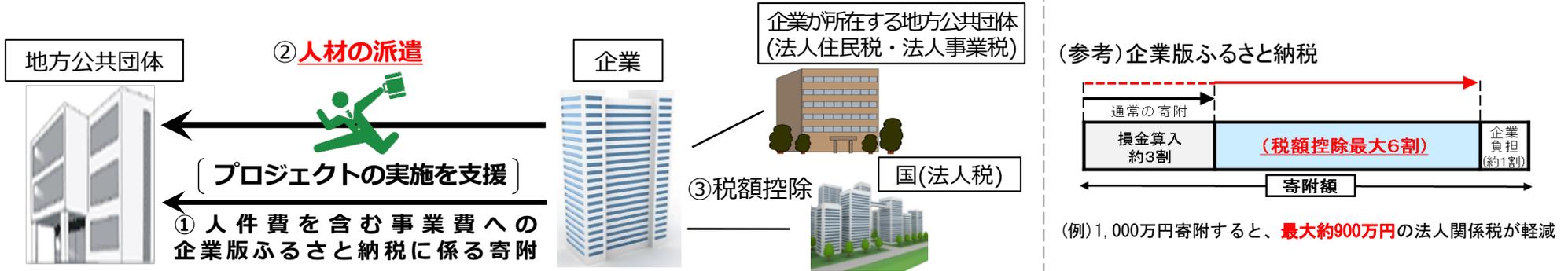


国 (法人税)

◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,587市町村(令和5年11月17日時点)

企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図る

○ 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の基本スキーム



企業版ふるさと納税（人材派遣型）とは、企業から企業版ふるさと納税に係る寄附があった年度に、当該企業の人材が、寄附活用事業に従事する地方公共団体の職員として任用される場合のほか、地域活性化事業を行う団体等であって、寄附活用事業に関与するものにおいて採用される場合をいう

地方公共団体のメリット

- 専門的知識・ノウハウを有する人材が、寄附活用事業・プロジェクトに従事することで、地方創生の取組をより一層充実・強化することができる
- 実質的に人件費を負担することなく、人材を受け入れることができる
- 関係人口の創出・拡大も期待できる

企業のメリット

- 派遣した人材の人件費相当額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大約9割に相当する税の軽減を受けられる
- 寄附による金銭的な支援のみならず、事業の企画・実施に派遣人材が参画し、企業のノウハウの活用による地域貢献がしやすくなる
- 人材育成の機会として活用することができる

○ 活用にあたっての留意事項

- ・ 地方公共団体は寄附企業の人材を受け入れること及び当該人材の受入期間を対外的に明らかにすることにより透明性を確保
- ・ 寄附企業への経済的利益供与の禁止や、地域再生計画に記載する効果検証の実施に留意 など

活用実績（令和5年4月1日時点）

- ・ 派遣者 102名
- ・ 活用団体 83団体

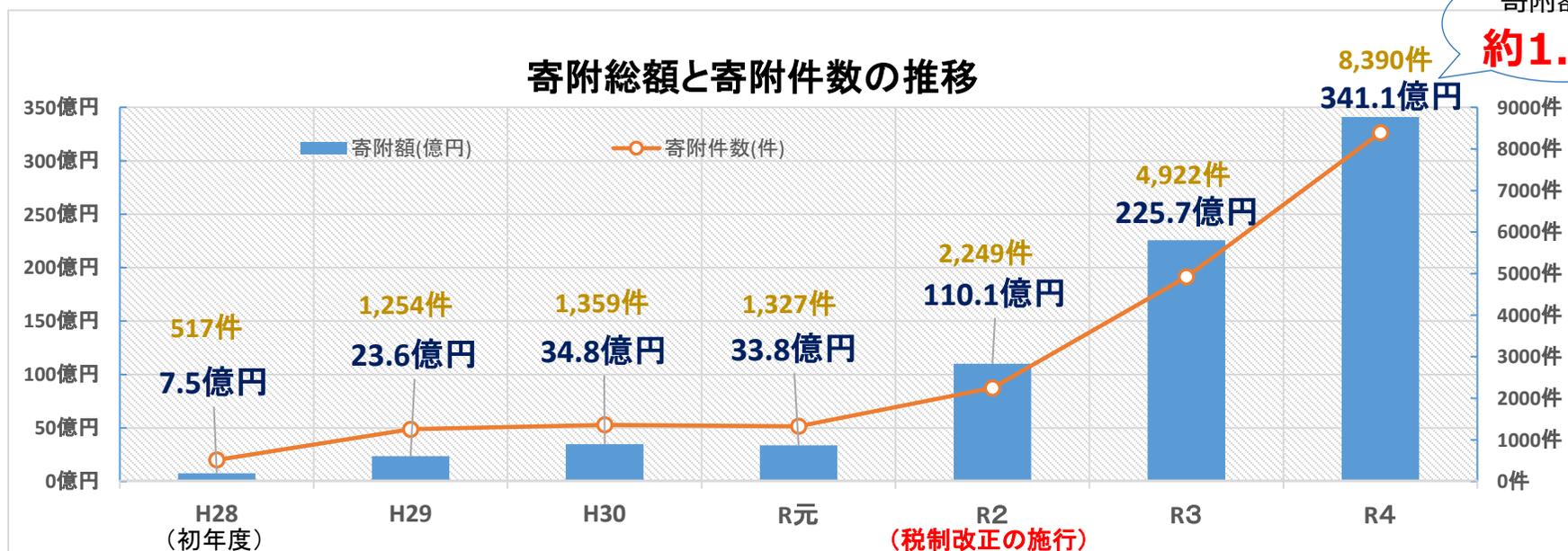
※内閣府の調査結果による

企業版ふるさと納税に係る令和4年度寄附実績について

- 令和4年度の寄附実績は、令和2年度税制改正による税額控除割合の引上げ等もあり、前年度に引き続き **金額・件数ともに大きく増加**（金額は前年比約1.5倍の341.1億円、件数は約1.7倍の8,390件）
- 一層の活用促進に向け、引き続き **関係府省とも連携し、企業と地方公共団体とのマッチング会を開催**するとともに、寄附の獲得に向けた **企業への訴求力・提案力の強化を図るための研修会等**を実施

区分	H28年度 (初年度)	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度 (税制改正の 施行)	R3年度	R4年度	合計
寄附額 (対前年度増加率)	7.5億円	23.6億円 (+215%)	34.8億円 (+48%)	33.8億円 (△3%)	110.1億円 (+226%)	225.7億円 (+105%)	341.1億円 (+51%)	776.5億円
寄附件数 (対前年度増加率)	517件	1,254件 (+143%)	1,359件 (+8%)	1,327件 (△2%)	2,249件 (+69%)	4,922件 (+119%)	8,390件 (+70%)	20,018件

※寄附額については、端数処理しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。



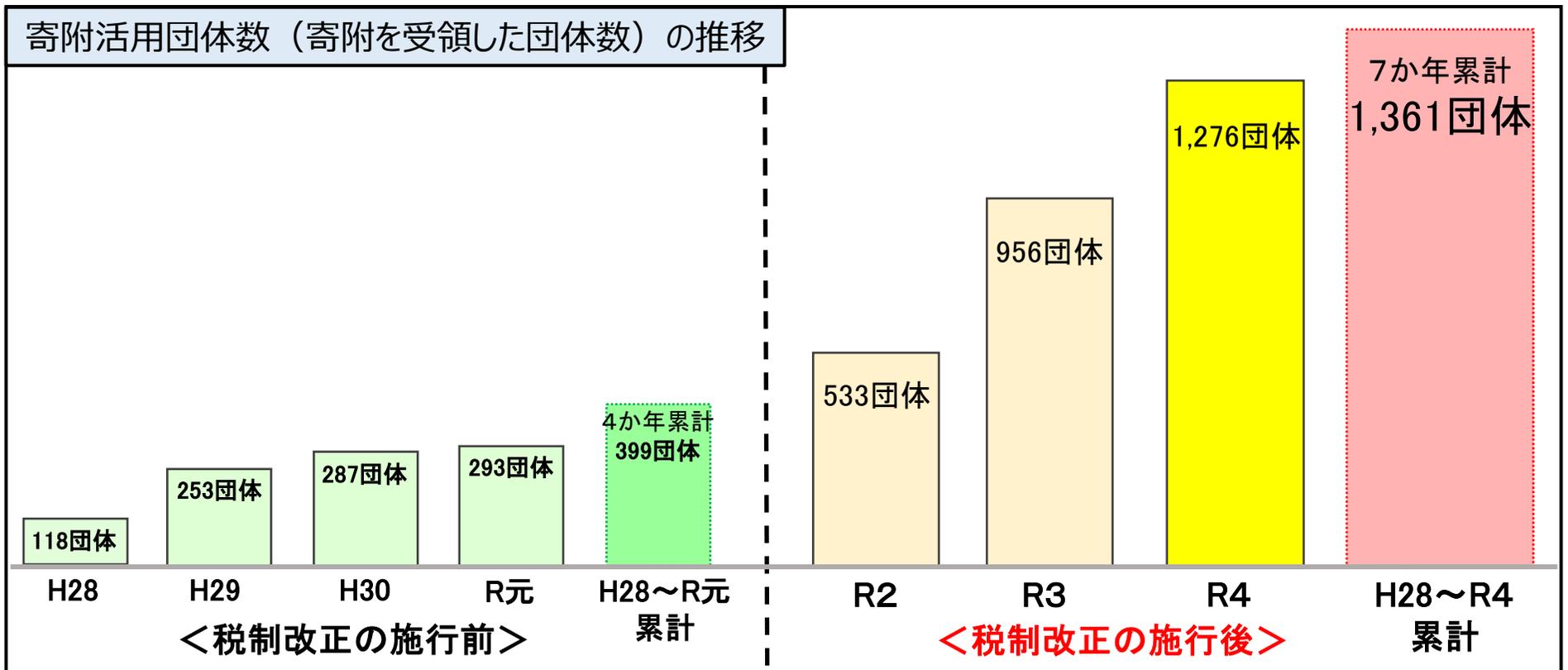
令和3年度と比較した寄附の動向

寄附企業数の増加(裾野の拡大) : 寄附企業数は約1.5倍に増加し、4,663社。

	R3年度	R4年度	増加率
寄附企業数	3,098社	4,663社	1.5倍

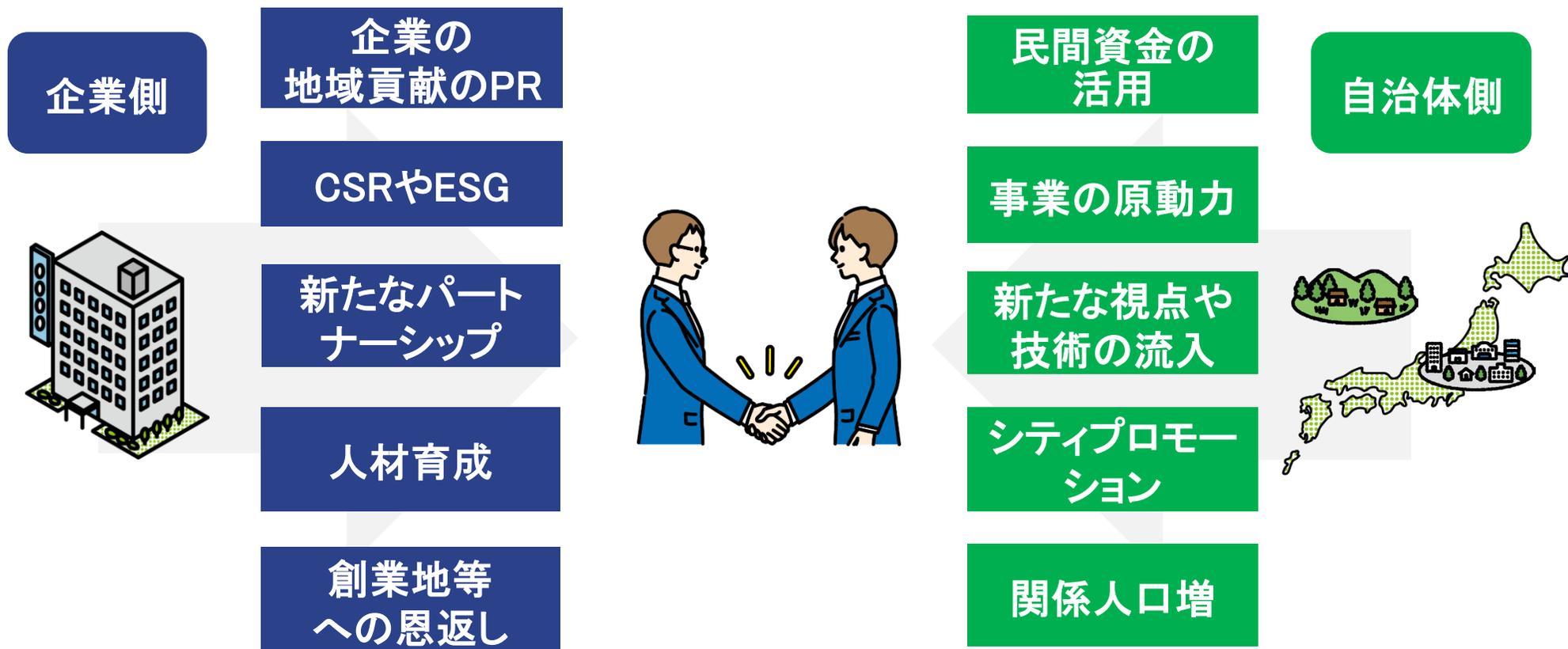
活用団体の増加 : 寄附活用団体数は約1.3倍に増加し、1,276団体
 制度開始から7か年(H28~R4)で、**累計(※)1,361団体**が寄附を活用

(※) 制度開始から7か年の間に1回以上寄附を受領した地方公共団体の数



企業版ふるさと納税を活用するメリット

企業にとっては官民連携の第一歩に、自治体にとってはまちの未来に



●企業が寄附を決める影響因子

地域／自治体

地縁・拠点

例) ○○市、●●地方

プロジェクトの
テーマ／用途

共感

例) 脱炭素、子育て支援

企業課題解決
／事業連携

発展

例) 人材育成・採用、
事業拡販、ESG投資

これまで

これから

- ◆企業の創業地や拠点所在地等の「所縁」のある自治体への寄附から、自治体の事業への「共感」からの寄附、さらに、**企業の「発展」に資するような事業**への寄附へ、徐々にフェーズが変わってきている。
例:自治体とのパートナーシップ構築、自社の事業分野の活性化、人材派遣を通じた人材育成 など
- ◆自治体と企業の**双方の課題解決**に資する事業づくりをおこなうため、**事業構想段階から企業とともに事業を作り上げる事例**も生まれてきている。